

平成 26 年 8 月 25 日

被保険者各位

フジクラ健康保険組合

「ジェネリック医薬品使用促進のご案内」送付のお知らせ

現在、国を上げて後発医薬品「ジェネリック」の普及を進めており、当健保組合でも使用促進への取り組みを行っているところです。

当健保組合では今回より下記に示す選定条件に該当された被保険者及び被扶養者の方に「ジェネリック医薬品使用促進のご案内」を送付いたします。これは過去に処方された医薬品のうちジェネリック医薬品に変更が可能な医薬品がある場合、該当するジェネリック医薬品に変更したときの費用をどの程度削減することができるかを示す一例をご案内するものです。ご自身の医療費の負担を少しでも軽減できるご案内としてお知らせ致します。

記

送付時期：8月下旬～9月上旬頃（以後年2回予定）

対象者：選定条件からみて削減効果が大きいと判断された被保険者及び被扶養者の
15歳以上の方

送付先：健保組合で登録する被保険者の住所

選定条件

- ・ひと月当たり削減効果 500 円以上
- ・健保連基準仕様に定めるガンなどの特殊な病気や専門的疾患などに関する医薬品を除く
- ・選定は健保連基準仕様を基に業務委託業者が定める基準で行う

注意

- ・このご案内は処方された全ての医薬品が対象ではありません。負担軽減の効果が大きい医薬品を対象にご案内します。
- ・また、ご案内する内容は過去に処方された内容のため、現在は中止している、または既に変更済である場合はご容赦ください。

（参考資料）厚生労働省 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/kouhatu-iyaku/index.html

以上